

社寺等を活用したプレミアムコンテンツ創造事業実施業務 委託業務仕様書

1 委託業務名称

社寺等を活用したプレミアムコンテンツ創造事業実施業務

2 業務の目的

KANSAI 感祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催は関西文化の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、様々な事業を通じて、大阪・関西万博を契機とした国内外への関西の魅力発信及び関西各地への観光誘客の実現を目指している。

そのため、令和 7 年に開催される大阪・関西万博の開催地として世界各国から注目されるこの機会を生かして、関西の社寺等の文化財を活かした特別な文化体験等を創造することにより、より多くの訪日観光客等を関西に誘客することで、関西の文化継承につなげるとともに、関西の地域活性化につなげることが必要である。

本業務は、特別な文化体験等のコンテンツを創造するとともに、より効果を高める関連コンテンツを創造するため、これらの業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日まで

4 委託業務の概要

本事業で委託する内容は、次の（１）～（７）とする。

（１）社寺等を活用した文化観光コンテンツの創造

- ・関西の文化の魅力を発信するとともに、訪日観光客等を関西に誘客するために、これまでに例のない文化観光コンテンツを創造すること。
- ・会場となる社寺等や関西のアーティスト、食文化等その他の関西の強みを活かしたコンテンツとすること。
- ・一般を対象としたコンテンツと合わせて、富裕層を対象としたプレミアム性の高いコンテンツも創造すること。

（２）コンテンツの販売と売上の取り扱い

- ・訪日観光客等が支障なくコンテンツを購入することができる方法により、有料チケット等を販売すること。
- ・売上は受託者の収入とするが、その収入を財源として当業務をより効果的、効率的に実施できるよう内容の充実や関連する事業を実施すること。

（３）出演者・団体、会場等との調整

- ・出演するアーティストや団体との連絡調整や出演交渉、出演料の支払い等出演に関して必要となる業務一切を行うこと。
- ・会場使用及びその周辺に所在者等に係る連絡調整や事前説明、各種法令による許可や届出等の手続きなど、会場使用に関して必要となる業務一切を行うこと。

(4) 訪日観光客等に向けた効果的なプロモーション

- ・訪日観光客等に向けて、Web 等（特に Online Travel Agent）を活用した PR を実施すること。
- ・交通や観光その他の事業者等と連携したプロモーション等も検討すること。

(5) 当日運営

- ・創造したコンテンツの他、文化体験ブースや物品販売ブース、食ブース等会場への集客や観光客の消費単価向上につながる取組を行うこと。
- ・当日の準備、設営、進行、警備、撤収等その他運営に関して必要となる業務一切を行うこと。

(6) 調査業務

- ・創造したコンテンツに実際に参加した訪日外国人旅行者の動向やそれによる効果等の調査・アンケートを実施すること。調査項目、調査手法については委託者から指示を行う。

(7) その他

- ・本業務の実施に関連して必要となる業務を行うこと。

5 納品物及び納期

(1) 成果品

- ・本業務における成果品は、すべての業務の実施報告書の他、作成・使用したデータ等も提出すること。
- ・受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及び提出方法については、事前に実行委員会の承認を受けること。
- ・また、電子ファイルは、業務終了後に実行委員会が再利用しやすいよう配慮すること。
- ・成果品については、電子ファイルの他、A 4 サイズで 20 部印刷のうえ、提出すること。

(2) 業務完了報告

- ・受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書 1 部（任意様式、A 4 ・両面印刷）を提出し、実行委員会の完了検査を受けること。

6 留意事項

- ・最終的な委託業務内容については、採択後に委託者と協議の上、決定することとする。
- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守すること。

- ・本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議の上、決定すること。
- ・全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- ・成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ・業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- ・受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- ・電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

令和6年度関西の伝統文化親子体験教室実施業務 委託業務仕様書

1 業 務 名

令和6年度関西の伝統文化親子体験教室実施業務

2 業務目的

KANSAI 感祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、関西（関西広域連合構成府県市内の範囲）にゆかりのある伝統文化を、その歴史や背景などとともに取り上げ、コロナ禍で体験機会を喪失した関西の子どもたちに鑑賞・学習・体験できる機会を広く提供し、次世代への継承につなげる。

3 業務期間

契約締結日～令和6年12月27日

4 業務内容

（1）開催会場の選定・確保

- ・京都府内で1会場以上を選定、手配すること
- ・開催日数は2日とすること
- ・参加対象者は関西在住の小中学生及びその保護者とする

（2）体験団体との派遣調整及びイベント運営

委託者と調整の上、以下について、受託者において手配を行い、円滑なプログラム実施を実現すること。

- ・体験団体の手配、連絡調整、当日のアテンド、時間管理、団体出演経費の支払い及び源泉税の納税
なお一部業務については委託者が直接体験団体に経費の支払いを行う。
- ・進行管理（タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本その他資料作成を含む）の実施。
- ・参加者の募集・受付・案内（参加者数の把握含む）。
- ・出演者及び施設等の安全管理。
- ・イベント保険への加入と保険料の支払（対人・対物補償を含んだ損害賠償責任補償）。

（3）実施体験の想定

以下の体験を組み込み実施すること。なお、参加費は無料とする。

①生け花体験

生け花の特徴・歴史等の解説の他、実際に生花を使用しながら生け花を体験する。

②囲碁体験

囲碁の実演ののち、特徴・歴史等の解説の他、実際に囲碁をうつ体験をする。

③京菓子体験

京菓子の特徴・歴史等の解説の他、京菓子の作成を体験する。

(4) 事業実施にあたっての留意点

小中学生に伝統文化の魅力を、わかりやすく伝え、楽しく学びながら親しみを持てる内容とすること。また、質問コーナーを設け、体験団体と参加者の交流を図ること。

(5) アンケート調査

事業実施後、参加者にアンケートを行うこと。実施方法については委託者と協議の上設定する。

(6) 広報・記録

- ・多くの小中学生が伝統文化を体験する機会を得られるよう、参加意欲を高める効果的なチラシや SNS 等を活用した情報発信など、効果的な広報を行うこと。
- ・事業報告用に各体験の様子を記録撮影すること

5 事業完了報告

事業終了後、事業完了報告として、委託内容及び成果に関する報告書をまとめ、紙媒体及び電子データで各 2 部、以下に提出すること。

- ・納期：令和 7 年 2 月 7 日
- ・納品場所：KANSAI 感祭実行委員会事務局（関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局文化課（京都府文化生活部文化政策室））

6 留意事項

- (1) 最終的な委託業務内容については、採択後に委託者と協議の上、決定することとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、安全かつ円滑、正確に行うこと。
- (3) 本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議の上、決定すること。
- (4) 作成、配信した動画や広報物等、全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (5) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の

責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。また、出演者及び視聴者等の個人情報の取り扱いについては契約書による。
- (8) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策について、スタッフのほか、出演者などの外部参加者に対して、必要な措置を講じること。